

射水市水道事業包括業務委託【第2期】 公募要領等に関する質問への回答

NO	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
1	公募要領	P15	第3章	2	(3) 業務提案書の様式	業務提案書の50ページ以内は、両面印刷を1ページ扱いとするか2ページ扱いとするかご教示願います。	両面印刷は2ページ分扱いとしますので、業務提案書の紙枚数は25枚となります。
2	公募要領	P15	第3章	2	(3) 業務提案書の様式	業務提案書の付属書類は全50ページに含まれると解釈すべきでしょうか。	付属書類は事業及び取組などを示す既存のパンフレット等を想定しているため、原則としてはページ数に含めませんが、当該業務提案のために作成する付属資料はページ数に含まれるとお考え下さい。
3	公募要領	P16	第3章	2	(5) 留意事項	要求水準を満たす代替案を提案する場合は評価の対象となるのでしょうか。	公募要領P14(2)業務提案書の構成に基づき、関連する項目欄に要求水準を満たす代替案として記載してください。当該提案は評価対象とします。
4	公募要領	P16	第3章	2	(5) 留意事項	要求水準書に記載のない項目に対する提案は業務提案書のどの項目に記載したらよいでしょうか。	業務提案書は公募要領P14(2)業務提案書の構成に基づき作成し、要求水準書に記載のない項目に対する提案は9その他に記載してください。
5	公募要領	P16	第3章	2	(5) 留意事項	要求水準に記載があるものの、変更することで成果が得られ、コスト縮減に寄与する提案は、業務提案に係る審査項目のうち関連項目に記載することでよろしいでしょうか。また、提案の採用に至らないことを考慮し、別途金額を提示する方法で構わないでしょうか。	前段の提案は、質問No3「要求水準を満たす代替案」と同様の取り扱いとしてください。この場合には当該提案に要する見積額を見積書に含めてください。後段の別途金額を提示する対象は、質問No4及びNo6「要求水準書に記載のない項目に対する提案」に限ります。
6	公募要領	P16	第3章	2	(5) 留意事項	要求水準外の項目に係る提案の概算額はどのように提示したらよろしいでしょうか。	要求水準外の項目に係る提案に係る概算額は、見積対象外であることを示したうえで業務提案書内に記載してください。その詳細な内訳及び根拠が必要であると事務局が判断した場合には、別に説明資料等の提出を求め、当該資料は付属資料として取扱いいたします。
7	要求水準書	P3	第2章	3	受託事業者が使用できる備品	電話機貸与12台のうち各業務別の内訳及び回線数についてご教示願います。	料金徴収業務フロアに2回線8台、給排水関連業務フロアに1回線4台を想定しています。
8	要求水準書	P3	第2章	3	受託事業者が使用できる備品	開閉栓作業に係る工具一式の具体的な内容についてご教示願います。	市が開閉栓作業を実施していた際に使用していた主に水道メーター交換に必要なスパナ、パイプレンチ、モンキーレンチ、プライヤー等になります。
9	要求水準書	P4	第2章	4	受託事業者が負担する備消耗品及び費用	作業用消耗品の閉栓用封印銅線、閉栓札の具体的な内容についてご教示願います。	本市では閉栓時の無断使用防止のため、注意事項を記した閉栓札をメーターBOX内の止水栓又はメーター本体へ取り付けを義務付けており、耐水紙を使用した閉栓札を準備していただきます。また、副弁付止水栓を主としていますが、副弁のない止水栓には銅線等による封印を義務付け、それに必要な備品を準備いただくこととなります。
10	要求水準書	P4	第2章	4	受託事業者が負担する備消耗品及び費用	作業用消耗品の業務に必要な工具類等の具体的な内容についてご教示願います。	業務に必要な工具類は、市の貸与品のほか、業務に必要な工具があれば受託事業者において準備いただくという趣旨です。
11	要求水準書	P4	第2章	4	受託事業者が負担する備消耗品及び費用	印刷費用に提示されている納入通知書等料金徴収関連印刷物をはじめとしたレイアウトと発注予定数についてご教示願います。	R5.7.24(月)現場説明会会場に提示したとおりですが、再度の提示が必要な場合にはHPに追加情報申請書を準備しますので、申請書受理後に提供いたします。

NO	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
12	要求水準書	P7	第2章	6	ア料金関連窓口業務	窓口収納の際に取扱う諸収入金の具体的な内容についてご教示願います。	本業務以外の業務で本市水道事業が発行するすべての納入通知書の収入を指しますが、主はペットボトル水「いいみず いみず」の販売によるものとなります。その他の納入通知書をお客様センター窓口で支払われた実績はほぼありませんが、納入義務者が支払いを希望される場合には、受託事業者で受領し、水道料金等と併せて出納取扱金融機関への入金を委託業務とします。
13	要求水準書	P7	第2章	6	ア料金関連窓口業務	受託事業者が業務開始時からインターネットを用いて行う web 受付の体制を整えるとは、必要な PC 等も含めた環境を構築するという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。貸与する PC は市が提供する LAN への接続に限定しますので、web 環境への接続する PC は受託事業者で準備願います。
14	要求水準書	P7	第2章	6	イ検針業務	水道メーター及びメーターボックス付近の環境整備の具体的な内容についてご教示願います。	水道使用者にはメーター付近を保全する義務がありますが、ご理解いただけない事例が多いのが実情です。当該業務は検針等に支障がある場合に使用者に理解を求め、メーター付近の環境を整備する業務となります。
15	要求水準書	P7	第2章	6	イ検針業務	私設汚水量算定メーターの検針とは、通常の水道メーター検針と同時に行うものか別に行うものかご教示願います。	現在は通常の検針と別々に実施しており、その件数は約 40 件となっています。
16	要求水準書	P9	第2章	6	工収納業務	週3回の出納取扱金融機関来庁日の間、収納金を布目庁舎内にて受託事業者が管理することになりますが、受託事業者が管理する金額の規模についてご教示願います。	収納金は主に上下水道料金等及び加入金等であり、お客様センターでの窓口収納実績は平均すると1日当たり2~3件程度となります。上下水道料金等の1調定あたりの平均が12,000円程度であることから、通常時に管理する額は5万円以内であると考えています。なお、加入金等の金額は高額となりますが、窓口で収納するものは主に申込手数料となることから少額となります。
17	要求水準書	P10	第2章	6	オ開閉栓業務	無断使用が発生しない処置とは具体的にどのような処置であるのか、また可能な限り止水したことを確認する手段として、どのような作業を想定されているかご教示願います。	前段の処置とは質問 No9 に記載のとおり、副弁付止水栓の副弁による閉栓、副弁のない止水栓については銅線等による封印となります。また、いずれの場合も閉栓札を取り付けていただきます。後段は外水栓等がある場合に当該水栓で水が流れないことを確認する作業を想定しています。
18	要求水準書	P10	第2章	6	カ滞納整理業務	その他滞納整理業務に関する付帯業務の具体的な内容についてご教示願います。	滞納整理業務には相手方の状況によりさまざまな対応が求められます。市の福祉担当課等への対象者の状況照会や情報提供が代表的な付帯業務であると考えていますが、その他重層的支援を目的とした関係機関との連絡調整も市職員と連携した対応が求められます。
19	要求水準書	P11	第2章	6	ケ水道メーター管理業務	集合住宅徴収事務受託契約に基づく検定満期メーター（民間管理）の取替において、相手方及びメーター製造者にメーターの仕様に関することを指示するとありますが、メーターの仕様はどの範囲まで業者に指示するのか具体的にご教示願います。	集合住宅徴収事務受託契約に基づくメーターは、集合住宅管理者が設置した集中検針盤で検針可能な遠隔指示式とし、市が料金徴収業務を行うためのメーター番号等の刻印が必要となります。これらのことをこれまで市が作成した仕様書を参考に条件を満たす内容を指示することとなります。

NO	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
20	要求水準書	P11	第2章	6	ケ水道メーター管理業務	集合住宅徴収事務受託契約に基づく検定満期メーター（民間管理）の取替における検定満期切れとなった場合等の相手方との当該契約解除及び親メーターによる請求手続きについて具体的にご教示願います。	集合住宅徴収事務受託契約は、集合住宅管理者が設置した集中検針盤で全戸検針を行い、かつ設置されるメーターは検定有効期間内であることが条件となりますので、当該メーターが検定満期を過ぎた場合には、当該契約を解除する必要があります。契約解除後は親メーター請求になることを相手方に適切に通知した上で請求先の登録などを行う一連の手続きを実施していただきます。
21	要求水準書	P12	第2章	6	コ給水装置工事に関する業務	道路占用許可申請等の協議とは工事業者への指導等を示すものか、または、道路等の管理者と受託者が直接協議することを示すのかご教示願います。	道路管理者と直接協議するとともに工事業者への指導も実施していただくこととなります。
22	要求水準書	P12	第2章	6	コ給水装置工事に関する業務	給水台帳管理に関する補助の具体的な内容についてご教示願います。	給水受付台帳情報の更新、書類の保存管理、統計資料の作成等となります。
23	要求水準書	P12	第2章	6	コ給水装置工事に関する業務	その他給水装置工事に関する付帯業務の具体的な内容についてご教示願います。	水道メーターの支給、市所有の管路情報システムの修正補助、臨時使用者の状況調査など給水装置工事に関連して実施すべき庶務を想定しています。
24	要求水準書	P12	第2章	6	コ給水装置工事に関する業務	貯水槽水道は何力所存在するかご教示願います。	約450箇所が該当します。
25	要求水準書	P13	第2章	6	シ排水設備工事に関する業務	受益者負担金に関する補助業務の具体的な内容についてご教示願います。	受益者負担金の賦課状況確認（複雑な場合は職員対応）受益申告書の受取り、納付書の引渡し及び職員が算定する受益者負担金の内容確認を想定しています。
26	要求水準書	P13	第2章	6	シ排水設備工事に関する業務	その他排水設備工事に関する付帯業務の具体的な内容についてご教示願います。	富山県下水道協会等から業務依頼がある指定工事店を対象とした受付業務など排水設備工事に関連して実施すべき庶務を想定しています。
27	要求水準書	P14	第2章	6	セ業務の改善提案	広域連携による効率化提案について業務提案書に記載する場合は、どの項目に記載すべきかご教示願います。	改善提案を業務提案書に記載する場合には、料金関連業務、施設維持管理業務ともに関連する項目に記載してください。広域連携に関する改善提案は、事業実施方針の項目に記載してください。
28	要求水準書	P15	第2章	6	ソその他の業務	水洗化促進に関する業務の具体的な内容についてご教示願います。	未接続水栓を対象とした水洗化個別訪問を想定しています。
29	要求水準書	P15	第3章	1	1本業務の履行場所	布目5・6号井、津幡江、小杉中央、新港、上野調整池周辺、鳥越調整池周辺、五官野水上谷ポンプ場の図面と整備頻度についてご教示願います。また、予備水源の大島7号井も環境整備対象となるのでしょうか。	図面についてはHPに追加情報申請書を準備しますので、申請書受理後に提供いたします。なお、図面提供依頼のあった施設の他、小杉流通業務団地配水場、加圧ポンプ3施設、ブロックメータ監視局24局、末端圧監視局2局、自動水質監視局（配水系統）5局、送配水管保護施設等6箇所が環境整備の対象施設となります。 環境整備の頻度は、施設点検時に草木等の生育状況を確認の上、適切に実施してください。また、大島7号井は水道施設として残存しているため、環境整備の対象となります。

NO	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
30	要求水準書	P15	第3章	3	受託事業者が使用できる備品	水道施設台帳情報を更新する PC は貸与備品 5 台に含まれるのでしょうか。	水道施設台帳は水道情報活用システムで運用しているため専用端末が必要となり、現在は 1 台のみ保有しています。使用頻度から端末の増設計画はなく、市との共同利用を想定しているため、貸与 PC 5 台には含まれません。ただし、受託事業者が準備する専用端末で当該システムを運用させることは可能です。
31	要求水準書	P20	第3章	6	イ保守点検業務	交換対象の消耗品及び注油・グリスアップ対象機器の一覧を提示していただけますでしょうか。	対象機器一覧については HP に追加情報申請書を準備しますので申請書受理後に提供いたします。なお、リストに記載がない消耗品の保管が必要と判断した場合は、市と協議の上、承諾を得て購入し、保管することは可能です。注油、グリスアップの対象機器は、各施設に設置されているポンプ設備等が該当し、月例点検時などに実施しています。なお、日の宮受水場送水ポンプの不凍水液の確認・補充等についても対象となります。
32	要求水準書	P20	第3章	6	イ保守点検業務	交換を要する消耗品の調達について、消耗品費が年間 50 万円を超える場合、他年度との相殺は可能でしょうか。	小規模修繕と同様に可能であると考えていますが、超過が見込まれる場合には、市との事前協議によってその都度決定します。